

# 地域医療連携推進法人の認定申請について

医務薬事課

# 制度概要

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定する制度（平成29年4月から制度開始）
- 令和7年10月1日現在、58法人が認定（東北では、本県3法人、青森県2法人、山形県2法人、福島県2法人）

# 制度概要

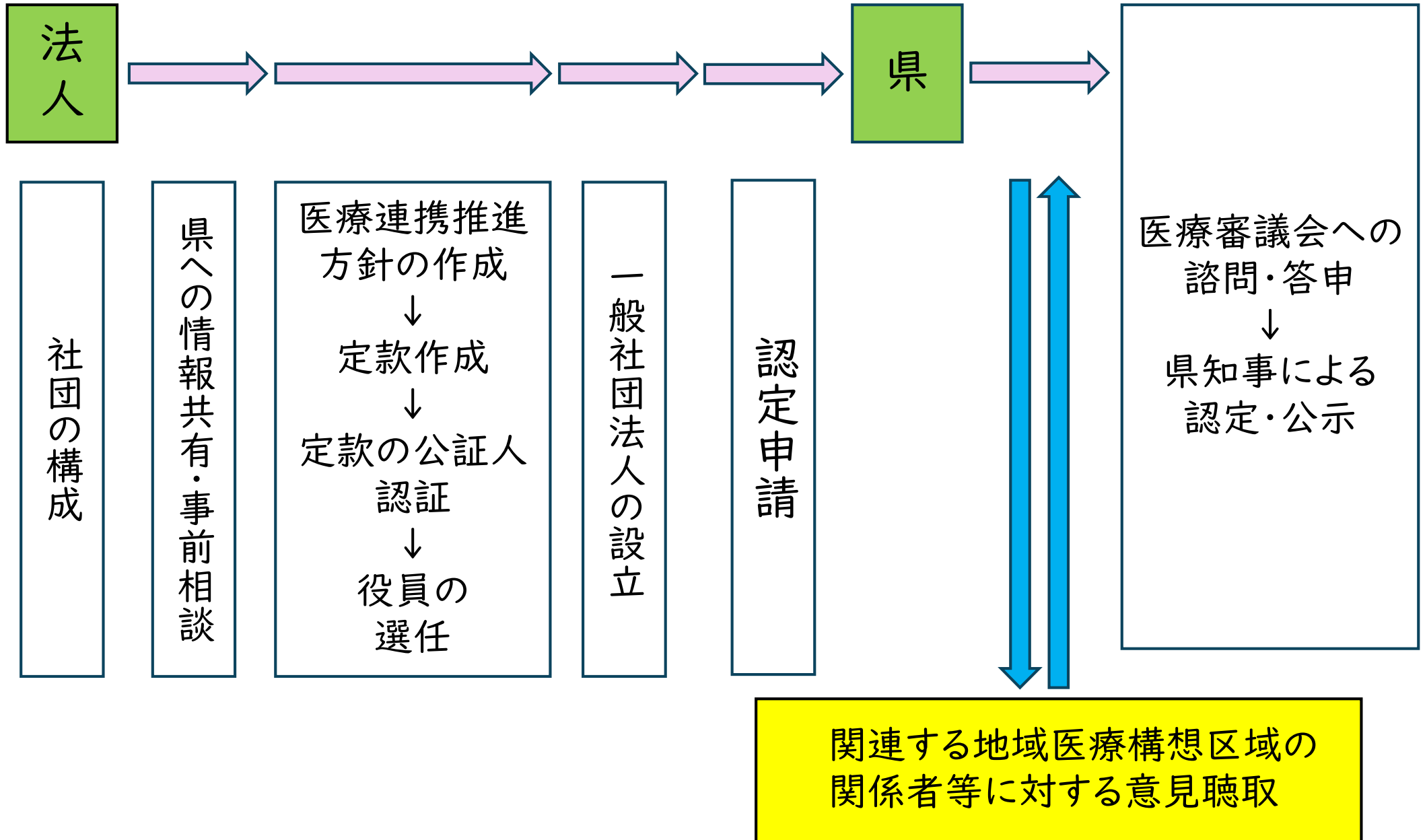
- 医療連携推進業務として実施が可能なものは次のとおりである
  - (1) 医師等の共同研修
  - (2) 医薬品等の共同購入
  - (3) 参加法人への資金の貸付
  - (4) 関連事業者への出資
  - (5) 医療機関の開設
  - (6) 参加法人間の人事交流
  - (7) 参加法人間の病床融通 (別途、医療審議会の審議が必要)
- そのほか、参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べることが可能

# 今回の趣旨

- 能代山本地域で医療連携推進業務を行う一般社団法人から認定申請があり、申請内容について事前にお知らせするもの

※県医務薬事課による事前審査の結果、申請内容は  
適当と判断

# 認定までの手続き



# 申請内容

## 【申請者】

一般社団法人能代山本ともに医療ネットワーク

## 【社団の構成（法人）】

秋田県厚生農業協同組合連合会  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
一般社団法人能代市山本郡医師会

## 【役員】

太田原 康成 氏（能代厚生医療センター 院長）  
大塚 博徳 氏（JCHO秋田病院 院長）  
加藤 裕治郎 氏（能代山本郡医師会病院 院長） ほか

# 申請内容

## 【医療連携推進方針】

### (連携推進区域)

能代市、三種町、八峰町、藤里町

### (連携業務の内容)

- ・ 3病院の連携のさらなる強化  
(地域住民に最適な医療サービスを提供できるような病院間の連携を行う)
- ・ 職員の人材育成、人材交流  
(職員研修を共同で実施し、人的資源の向上を図るとともに、安定的に医療サービスを提供するために職員の相互間交流を図る)
- ・ 診療機能の集約化・分担、病床機能の再編・適正化  
(救急・急性期医療機能の集約化を進め、更なる高度化を図るとともに、回復期・慢性期医療機能の集約化も進め、療養環境の整備を図る)

# 今後の流れ

- 医療審議会での諮問、答申（3月末）
- 秋田県知事による認可（令和8年度当初）  
（審議会において「認可が適当である」旨の答申が得られた場合）